明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市息栖二五二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荒井　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

事務所東京都千代田区平河町二丁目四番一三号ノーブルコート平河町二〇五号室

相続財産管理人　弁護士　新居　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県みよし市三好町弥栄三四番地の五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　余合　輝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

名古屋市名東区名東本通四丁目三九番地エクセレンス名東一階名東本通法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鵜飼　源一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁七三番地二、最後の住所堺市西区津久野町三丁一三番三号　被相続人　亡　我舞谷　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市木幡内畑三四番地の一〇、最後の住所奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本二二四九番地　被相続人　亡　萬谷　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

奈良県橿原市八木町一丁目六番二三号大和信用金庫八木支店ビル四階　弁護士法人やまと法律事務所

相続財産管理人　野島　佳枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市北京終町三四番地の一、最後の住所奈良市北京終町三六番地の八

被相続人　亡　田阪　広美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

奈良県奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡府中町七六五番屋敷、最後の住所不詳

被相続人　亡　彦坂　ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

事務所広島市中区八丁堀一二番二二号　築地ビル四〇一号

相続財産管理人　弁護士　川島　好勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡府中町五一二六番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　森元源太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

事務所広島市中区八丁堀一二番二二号　築地ビル四〇一号

相続財産管理人　弁護士　川島　好勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市新市町大字相方八二五番地一、最後の住所広島県福山市新市町大字下安井三五〇〇番地　ジョイトピアおおさ

被相続人　亡　後藤八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

事務所広島県福山市南蔵王町三丁目七番三六号

相続財産管理人　藤井　康章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市松崎町九九番地、最後の住所山口県山口市徳地八坂一三三〇番地

被相続人　亡　山内キミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

事務所愛媛県今治市常盤町四―五―四今治中央ビル二階

相続財産管理人　森岡　宗平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市小沢町一四一番地、最後の住所熊本市萩原町九番三〇号

被相続人　亡　倉田　重之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三日

事務所熊本市中央区大江四丁目一〇番一号

相続財産管理人　司法書士　矢張　信行

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十四年七月三日

一　墳墓等所在地　神奈川県鎌倉市山ノ内四〇九番地

一　墳墓等の名称　円覚寺墓地

安藤家

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　神奈川県鎌倉市山ノ内四〇九番地　宗教法人　円覚寺　代表役員　横田　南嶺

会社設立のお知らせ

平成二十四年六月一日さいたま地方法務局にて設立登記を完了し合同会社ココロビットが発足しましたので、お知らせします。

平成二十四年七月三日

埼玉県川口市芝新町六番一四号ひまわり館二〇四号　合同会社ココロビット

代表社員　九澤木綿輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億円減少し、四十億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年八月四日であり、株主総会の決議は、平成二十四年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年七月三日

東京都中央区八重洲二丁目八番五号

株式会社東理ホールディングス

代表取締役社長　福村　康廣

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,320,027	流動負債	106,097
固定資産	3,891,370	固定負債	5,741
流動資産	55,152	**負債合計**	**111,839**
固定資産 有形固定資産	7,863	株主資本	4,904,987
固定資産 無形固定資産	3,828,354	資本金	8,000,000
投資その他の資産		資本剰余金	1,457,521
		利益剰余金	△ 4,525,299
		その他利益剰余金	△ 4,525,299
		（うち当期純損失）	(483,940)
		自己株式	△ 27,234
		評価・換算差額等	194,572
		その他有価証券評価差額金	194,572
		純資産合計	**5,099,559**
資産合計	**5,211,398**	**負債・純資産合計**	**5,211,398**